



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

\*4 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 ..... 2

### ○ 公安委員会規則

\*6 和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 3

### ○ 告示

314 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) ..... 6

315 " ( " ) ..... 6

316 " ( " ) ..... 6

317 " ( " ) ..... 7

318 " ( " ) ..... 7

319 " ( " ) ..... 7

320 " ( " ) ..... 8

321 " ( " ) ..... 8

322 " ( " ) ..... 9

323 " ( " ) ..... 9

324 有害図書等の指定 (青少年男女共同参画課) ..... 9

325 生活保護法による指定医療機関の辞退 (福祉保健総務課) ..... 10

326 生活保護法による医療機関の指定 ( " ) ..... 10

327 生活保護法による施術機関の指定 ( " ) ..... 11

328 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) ..... 11

329 換地処分の完了 (農業農村整備課) ..... 12

330 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) ..... 12

331 " ( " ) ..... 12

332 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) ..... 12

333 " ( " ) ..... 13

334 " ( " ) ..... 13

335 " ( " ) ..... 14

336 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (資源管理課) ..... 14

337 公共測量の終了 (技術調査課) ..... 14

338 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 15

339 道路の供用開始 ( " ) ..... 15

340 道路の区域変更 ( " ) ..... 15

341 " ( " ) ..... 16

342 " ( " ) ..... 16

343 道路の供用開始 ( " ) ..... 17

344 道路の区域変更 ( " ) ..... 17

345 道路の供用開始 ( " ) ..... 17

346	道路の区域変更	( " ).....	18
347	道路の供用開始	( " ).....	18
348	道路の区域変更	( " ).....	18
349	道路の供用開始	( " ).....	19
350	道路の区域変更	( " ).....	19
351	道路の供用開始	( " ).....	19
352	道路の区域変更	( " ).....	20
353	道路の供用開始	( " ).....	20
354	道路の区域変更	( " ).....	20
355	道路の供用開始	( " ).....	21
356	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	21
357	道路の位置の指定	(都市政策課).....	21
<b>○ 訓令</b>			
*5	和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令	(技術調査課).....	22
<b>○ 公告</b>			
	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	22
	軽油引取税免税証の無効	( " ).....	23
	加太港加太緑地の指定管理者の指定	(港湾空港課).....	23
	日置港-2.5m物揚場及び小型船泊地の指定管理者の指定	( " ).....	23
	宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者の指定	( " ).....	23
	和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウスの指定管理者の指定	( " ).....	24

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表教育総務局の項中「給与課、福利課」を「給与福利課」に改め、同表学校教育局の項中「学校指導課」を「県立学校教育課、義務教育課」に改め、同条第2項の表学校指導課の項中「学校指導課」を「県立学校教育課」に改め、同条第3項中「給与課に」を「給与福利課に」に改め、同項の表給与課紀南分室の項中「給与課紀南分室」を「給与福利課紀南分室」に改める。

第3条中第23号を第24号とし、第2号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大綱及び総合教育会議に関すること。

第4条中「給与課」を「給与福利課」に、「並びに教育庁等の職員の給与の管理」を「の管理並びに福利厚生並びに教育庁等の職員の給与の管理並びに福利厚生」に改め、同条中第7号を第14号とし、第6号の次に次の7号を加える。

(7) 教育関係職員の福利厚生に関すること。

(8) 教育庁等の職員の健康診断及び健康管理に関すること。

(9) 教職員住宅に関すること。

(10) 児童手当の支給に関すること。

(11) 恩給法(大正12年法律第48号)の施行に関すること。

- (12) 公立学校共済組合和歌山県支部に関する事。  
(13) 一般財団法人和歌山県教育互助会に関する事。

第5条を削る。

第4条の2中「給与課分室」を「給与福利課分室」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「学校指導課」を「県立学校教育課」に、「公立幼稚園、公立小中学校」を「県立学校」に、「及び県立学校における」を「における」に改め、同条第2号中「公立小中学校及び」を削り、同条第3号中「並びに県立中学校の入学者専攻及び生徒募集」を削り、同条第4号を削り、同条第5号中「中学校卒業程度認定試験、」を削り、同号を同条第4号とし、同条第6号中「公立小中学校、」及び「及び県立中学校」を削り、同号を同条第5号とし、同条第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第10号を削り、同条第11号を同条第9号とし、同条第12号を同条第10号とする。

第9条の2中「学校指導課」を「県立学校教育課」に、「前条第7号及び第8号」を「前条第5号から第7号まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第9条の3 義務教育課は、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園（以下「公立幼稚園等」という。）並びに公立小中学校（県立中学校を除く。以下この条において同じ。）及び県立中学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県立中学校の設置及び廃止に関する事。
- (2) 公立小中学校及び県立中学校の教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校評価に関する事。
- (3) 県立中学校の入学者選考及び生徒募集に関する事。
- (4) 公立小中学校の適正規模化の支援に関する事。
- (5) 中学校卒業程度認定試験その他の認定又は検定試験に関する事。
- (6) 公立小中学校及び県立中学校の教科用図書その他教材に関する事。
- (7) 学校教育法及びこれに基づく法令その他の規程による認可及び届出に関する事。
- (8) 幼稚園教育に関する事。
- (9) その他任務の達成に必要な事。

第16条の次に次の1条を加える。

（教育企画監）

第16条の2 教育庁に、教育企画監を置く。

2 教育企画監は、教育長を補佐し、教育庁に属する事務を掌理する。

第17条第3項を削る。

第20条中「給与課分室」を「給与福利課分室」に改める。

第24条中「公立幼稚園」の次に「等」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例施行規則（昭和42年和歌山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「賞じゅつ金」の次に「及び殉職者特別賞じゅつ金」を加える。

第1条中「和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例」を「和歌山県警察職員の賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金に関する条例」に、「第5条」を「第6条」に改める。

第5条の見出し中「賞じゅつ金支給記録簿」を「賞じゅつ金等支給記録簿」に改め、同条中「賞じゅつ金支給記録簿(別記様式第4号)」を「賞じゅつ金等支給記録簿(別記様式第5号)」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「賞じゅつ金」の次に「等」を加え、同条第1項中「賞じゅつ金の」を「賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金(以下「賞じゅつ金等」という。)の」に改め、「(別記様式第2号)」の次に「又は殉職者特別賞じゅつ金支給通知書(別記様式第3号)」を加え、「賞じゅつ金を」を「賞じゅつ金等を」に改め、同条第2項中「賞じゅつ金」の次に「等」を加え、「(別記様式第3号)」を「(別記様式第4号)」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(殉職者特別賞じゅつ金の決定)

第4条 本部長は、条例第4条に規定する殉職者特別賞じゅつ金の支給に該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、条例第4条に規定する殉職者特別賞じゅつ金の額を決定するものとする。

別記様式第1号中「昭和」を削る。

別記様式第2号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「日付」を「日付け」に改め、「昭和」を削る。

別記様式第4号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「賞じゅつ金支給記録簿」を「賞じゅつ

金等支給記録簿」に、

賞 じ ゅ つ
------------------

を 

賞 じ ゅ つ 金 等
----------------------------

に改め、「昭和」を削り、「治ゆ」を「治癒」に改め、

同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第3号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「賞じゅつ金」を 

賞 じ ゅ つ 金 殉 職 者 特 別 賞
---

じゅつ金」に改め、「昭和」を削り、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

所 属 長 殿

和歌山県警察本部長 閣

殉職者特別賞じゅつ金支給通知書

被殉職者特別賞じゅつ者 に対する  
殉職者特別賞じゅつ金を下記のとおり支給することに決定したから通知する。

記

金

円

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第314号

和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年10月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年3月18日

和歌山県告示第315号

和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年10月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年3月18日

和歌山県告示第316号

和歌山県海草郡紀美野町毛原宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成26年10月28日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町毛原宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町毛原宮の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年3月18日

---

**和歌山県告示第317号**

和歌山県有田郡有田川町大字中井原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成23年3月1日から平成25年3月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字中井原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字中井原の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年3月18日

---

**和歌山県告示第318号**

和歌山県有田郡有田川町大字中井原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成23年3月1日から平成25年3月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字中井原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字中井原の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年3月18日

---

**和歌山県告示第319号**

和歌山県有田郡有田川町大字二川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第

180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年9月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字二川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字二川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年3月18日

**和歌山県告示第320号**

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年11月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年3月18日

**和歌山県告示第321号**

和歌山県田辺市新庄町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成26年3月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市新庄町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市新庄町の一部地区
- 5 認証年月日

平成27年3月18日

**和歌山県告示第322号**

和歌山県海南市鳥居地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年12月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市鳥居地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市鳥居地区
- 5 認証年月日  
平成27年3月18日

**和歌山県告示第323号**

和歌山県海南市東畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年12月4日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市東畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市東畑の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年3月18日

**和歌山県告示第324号**

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成27年3月17日指定した。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	ブラックザ・タブー VOL. 15	68513-97	ミリオン出版
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 4月号	05375-04	コアマガジン

月刊誌	裏モノJAPAN 4月号	01805-04	鉄人社
雑誌	爆裂!封印スキャンダル	68514-02	ミリオン出版
コミック	drapドラ 4月号	16695-04	コアマガジン
コミック	恋愛白書パステル 4月号	19625-04	宙出版
コミック	恋愛天国パラダイス 4月号	09675-4	竹書房
コミック	ビーボーイゴールド2015 4月号	17779-04	リブレ出版
コミック	ayaアヤ 4月号	18815-04	宙出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 4月号	02091-4	ぶんか社
月刊誌	BLACKBOX VOL.100	17843-4	マイウェイ出版
月刊誌	CIRCUS MAX 4月号	04099-04	KKベストセラーズ
雑誌	増刊大衆 3月27日号	20436-3/27	双葉社

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有歯 41-16	ウエダ歯科	有田郡有田川町徳田563-6	平成 27.4.30

## 和歌山県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東医新 21-26	鎌田医院田並診療所	東牟婁郡串本町田並1134番地	平成 27.3.1

紀薬新 25-26	日本調剤紀の川薬局	紀の川市打田1343-1	平成 27.3.1
御薬新 16-26	三ツ星薬局御坊店	御坊市菌512番6	平成 27.3.1

**和歌山県告示第327号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
紀柔新 2-26	天田英孝	なが整骨院（柔道整復） 紀の川市北涌526-6	平成 27.2.17

**和歌山県告示第328号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール和歌山  
和歌山県和歌山市中字楠谷573番地
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）代表取締役 岡崎双一  
（変更後）代表取締役 吉田昭夫
- 変更年月日  
平成27年2月1日
- 変更した理由  
代表取締役交代のため
- 届出年月日

平成27年3月16日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年3月27日から同年7月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第329号

平成27年1月27日付けで計画決定した県営換地計画（県営中山間総合整備事業吉原地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第330号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年3月17日に認可した。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第17号-1	伊都郡九度山町大字慈尊院字西畑377-3外7筆
平成26年度第17号-2	伊都郡九度山町大字慈尊院字上ノ畑451-1外1筆
平成26年度第17号-3	伊都郡九度山町大字慈尊院字浦畑633-1

## 和歌山県告示第331号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年3月17日に認可した。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第18号-1	紀の川市黒土字沼崎18-1外2筆
平成26年度第18号-2	紀の川市打田字楽池1106
平成26年度第18号-3	紀の川市中三谷字中通568-1外3筆

## 和歌山県告示第332号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第333号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
紀美野町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第334号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第335号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第336号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成27年3月13日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

#### 和歌山県告示第337号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきみなべ町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(道路3次元データ計測)

2 作業期間 平成26年7月18日から同年8月25日まで

3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町

## 和歌山県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣 1178番6地先から同市中辺路町 真砂字門谷314番1地先まで	旧	8.50 } 52.90	635.20	起点側仮設橋 L=57.00 終点側仮設橋 L=68.80
同上	旧	10.70 } 36.60	608.30	
同上	新	10.70 } 36.60	608.30	
同上	新	10.50 } 53.90	554.50	滝尻王子橋 L=86.50 大滝橋 L=95.90

## 和歌山県告示第339号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣1178番6地先から同市中辺路町真砂字門谷314番1地先  
まで

供用開始の期日 平成27年3月27日

## 和歌山県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字東谷口17番89地内	旧	16.07 } 46.02	101.95	
同上	新	30.41 } 46.02	101.95	

和歌山県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字千本楨19番1地内	旧	12.30 } 26.23	92.32	
同上	新	14.60 } 30.60	92.32	

和歌山県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町大字高野山字東谷口17番89地先から同町大字高野山字内子谷川13番1地先まで	新	11.70 } 63.55	1714.06	相ノ浦橋 L=44.00 覚海トンネル L=910.00 大門口トンネル L=71.00 大門橋 L=58.00

**和歌山県告示第343号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字千本槇19番1地先から同町大字高野山字内子谷川13番1地先まで

供用開始の期日 平成27年3月28日 午後4時

**和歌山県告示第344号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1644番1地先から同町添野川字平井川東平山1644番6地先まで	旧	4.46 } 5.83	52.41	
同上	新	6.35 } 8.85	52.41	

**和歌山県告示第345号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1644番1地先から同町添野川字平井川東平山1644番6地先まで

供用開始の期日 平成27年3月27日

**和歌山県告示第346号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大附見老津停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町見老津字長井谷19番1地内	旧	2.60 ） 4.00	19.00	
同上	新	5.50 ） 9.70	19.00	

**和歌山県告示第347号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道  
 路線名 大附見老津停車場線  
 供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町見老津字長井谷19番1地内  
 供用開始の期日 平成27年3月27日

**和歌山県告示第348号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大附見老津停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

西牟婁郡すさみ町見老津字長井谷19番1地内	旧	3.00 ∟ 3.50	6.40
同上	新	4.60 ∟ 8.30	6.40

**和歌山県告示第349号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 大附見老津停車場線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町見老津字長井谷19番1地内

供用開始の期日 平成27年3月27日

**和歌山県告示第350号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 大附見老津停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町見老津字長井谷19番1地内	旧	3.20 ∟ 4.90	11.40	
同上	新	5.50 ∟ 8.60	11.40	

**和歌山県告示第351号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道  
 路線名 大附見老津停車場線  
 供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町見老津字長井谷19番1地内  
 供用開始の期日 平成27年3月27日

**和歌山県告示第352号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町防己字重屋向イ506番1地内	旧	4.60 ） 7.30	68.35	
同上	新	6.20 ） 13.90	68.35	

**和歌山県告示第353号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道  
 路線名 上富田すさみ線  
 供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町防己字重屋向イ506番1地内  
 供用開始の期日 平成27年3月27日

**和歌山県告示第354号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町防己字重屋向イ506番1地内	旧	6.40 } 11.70	48.50	
同上	新	10.80 } 19.70	48.50	

**和歌山県告示第355号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町防己字重屋向イ506番1地内

供用開始の期日 平成27年3月27日

**和歌山県告示第356号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 施行者の名称

紀の川市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画下水道事業 紀の川市公共下水道

## 3 事業施行期間

自 平成14年10月8日

至 平成30年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

なし

## (2) 使用の部分

なし

**和歌山県告示第357号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3270	紀の川市東国分字宮毛79番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田基松	平成 27.3.17	5.00	54.29

## 訓 令

## 和歌山県訓令第5号

庁 中 一 般  
各 か い

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式第7条の次に次の1条を加える。

（受注者の契約の相手となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者に前項各号の届出の義務を履行させることを誓約する場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行し、施行日以降に第3条の公告又は通知を行う案件から適用するものとする。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

## 公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年3月9日以降無効とする。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業種	記号番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第2354号	平成25年2月12日から 平成27年3月31日まで	和歌山市金谷1140 神下晋二	和歌山県税事務所

## 公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年3月9日以降無効とする。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	農業	1331508 ゝ 1331509	2枚	平成26年5月7日から 平成27年3月31日まで	和歌山県税事務所	平成27年3月9日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

## 公 告

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第15条の規定により、加太港加太緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 和歌山市  
和歌山県和歌山市七番丁23番地
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 公 告

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第15条の規定により、日置港-2.5m物揚場及び小型船泊地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 白浜町  
和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 公 告

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第15条の規定により、宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 那智勝浦町  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第39号）第7条の規定により、和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウスの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 田辺市  
和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで